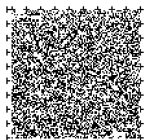


令和4年11月10日

令和4年度第2回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時59分開会

○障害施策推進課長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和4年度第2回目の障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、事務局を務めます障害施策推進課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

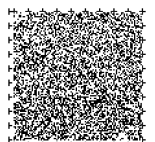
開会に当たりまして、障害福祉部長より一言御挨拶を申し上げます。

○障害福祉部長 皆様、こんばんは。改めまして、障害福祉部長と申します。どうぞよろしく願いいたします。

こういったお忙しい中、夜分で、また、コロナの状況もまた少し増えてきて、第8波の入り口にあるのではないかとされているような状況の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回の協議会ですけれども、次第のほうに幾つかありますが、まず、次のノーマライゼーションプランをつくっていくことの検討を始めますということの御報告を含めまして、御協議、それから、報告事項として3点ほど記載をさせていただいております。改めて、せんだって御報告をさせていただいた条例が区議会のほうでの可決もされまして、新たに10月からは、地域生活支援拠点の緊急時バックアップセンターというようなものもスタートしておりますので、そうした条例に基づいて新たな施策を幾つか用意して、世田谷区らしいところを改めて出していければなと思っております。そうしたところを含めまして、今日、御報告も含めさせていただきますので、改めまして、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。では、本日はよろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、最初に、委員の出欠について確認させていただきます。資料1を御覧ください。委員名簿がございます。前回、第1回の協



議会から1名委員の変更がございましたので、お知らせいたします。真ん中より上のほうで、玉川歯科医師会の委員です。どうぞよろしく願いいたします。

委員の委嘱状は、机に置かせていただきました。よろしく願いいたします。

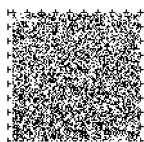
本日の委員の欠席の状況ですけれども、横浜国立大学の委員、世田谷区歯科医師会の委員、特定非営利活動法人自立の家の委員の3人の方から御欠席の連絡をいただいております。会としましては、過半数を超えておりますので、この協議会は成立をしております。

続きまして、一覧の裏面の管理職名簿を御覧ください。こちらにつきましては、前回から変更はございませんが、烏山総合支所保健福祉センターが欠席をさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。事前にお送りいたしました資料でございますが、まず、そちらの確認をさせてください。

まず、次第です。それから、資料1として委員名簿がございます。資料2、「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画の策定について（諮問）（案）」です。こちらにはホチキス留めの別紙がついてございます。資料3、障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施周知・受付状況等についてになります。続きまして、資料4、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の制定についてです。こちらも別紙で条例の条文がついてございます。資料5、東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援（生活介護）における取り組み状況についてです。最後に資料6、前回の協議会の資料への質問・意見及び回答というものをおつけしてございます。

資料ではございませんが、そのほか、本日の資料に関する質問・意見用紙もおつけしてございます。それから、本日、大きな文字で11月16日の諮問第25号



と書いた1枚の紙を机の上に置いてございます。もう一つは、前回の協議会の議事録、ホチキス留めのものを置かせていただいております。

資料は以上でございます。

過不足がございましたら、最寄りの職員にお声がけください。いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は部会長にお願いいたします。

○部会長 部会長です。本当に日が落ちるのが早くなって、暗い中、おいでいただきましてありがとうございます。本日は20時30分の終了予定となっておりますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

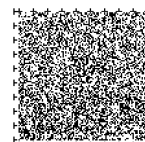
では、本日の議事に入っていきます。まず、協議事項の1番目、せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画ですが、このノーマライゼーションプランの策定についての御説明を事務局からお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、資料2を御覧ください。「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画の策定について（諮問（案）」になります。こちらは16日の地域保健福祉審議会に諮問をするものになってございまして、内容を御確認いただければと思います。

1の主旨です。令和6年度からの次期「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画」の策定に当たっての考え方について諮問をするというものです。諮問文は、先ほどの机上のものを考えてございます。

それから、A4横のホチキス留めの別紙を御覧ください。こちらの内容を少し説明させていただきます。まず、表側が、この資料のつくりで1、2、3、4、5までページを振ってございます。

1枚おめくりください。資料の右上にページ番号が振ってございまして、ページとしては3と書いてございますが、せたがやノーマライゼーションプランの位置付けと区の総合的な計画との関係というところがございます。法制度的



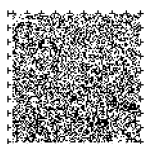
には、市町村障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、また、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画、これらを一体的に策定するというものになってございます。計画年度としましては、現行のものが令和3年度から5年度、次のものが令和6年度から8年度ということで予定をしていこうというものとなります。そのほか、区の関係の計画についても記載のものを御確認ください。

ページで言えば、次の4ページ目にお進みください。現行の計画の基本理念等です。現在の計画の基本理念ですが、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支え合い自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」ということで取り組んでございます。

少し進みまして、施策展開の考え方です。大きく3つの柱がございまして、障害に対する理解や配慮の促進、地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり、ライフステージを通じた支援の仕組みづくりというふうになってございます。

ページをお進みください。5ページ目です。次期計画において取り組むべき主な検討課題です。このたび制定をいたしました世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を施策展開の基礎としまして、具体的な取組を検討してまいります。この条例に基づきます次期計画の視点というところで、こちらにも3つの柱を考えています。1つ目が障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消、2つ目が安心して暮らし続けることができる地域づくり及び活躍の場の拡大、3つ目が情報コミュニケーションの推進としております。

6ページへお進みください。障害者（児）実態調査の実施でございます。調査方法や対象については前回も御説明してございますので、詳細は御説明いたしません。11月4日に皆様のほうに既に発送しておりまして、こちらに御参



加の委員の方の中にも届いた方がいらっしゃるかと思います。11月30日までの締切りで、調査の実施をしてまいります。

7ページを御覧ください。次期計画策定スケジュール（案）でございます。まず今年度ですけれども、今月、11月に本協議会、それから地域保健福祉審議会がございます。併せて、この時期、実態調査を行っているところで記載をしてございます。国のほうでは社会保障審議会の障害者部会が動いておりまして、この基本指針が年度末には出てくるかというところになってございます。今年度、私どものほうの次期計画の審議が始まっていくところになります。

8ページ目は、来年度のスケジュールを書いてございます。おおむね6月、7月というところで計画の中間まとめを案として作りまして、8月、9月で計画の素案、それから10月には答申ということをしまして、年度末に向けて計画を策定していくというスケジュールで考えております。なお、8ページ目の下のほうですけれども、国の指針でこれまで3年を1期として定められてきた期間について延長の可能性があるというような検討があるようですので、これについては注視をしていきたいと考えています。

こちらについて、資料の御説明は以上となります。

○部会長 御説明ありがとうございました。世田谷区では新しい条例もできて、ノーマライゼーションプランも新しい段階に入るかなみたいにも感じておりますが、今の御説明について、御質問、御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○委員 御説明ありがとうございます。今の別紙のところでのスケジュールがございましたが、ぜひともお願いが1点ございまして、策定に当たりましては、私は障害者自立支援協議会の代表という形でも今ここに参画させていただいておりますが、実は既に自立支援協議会の中で、地域相談支援センターの方々や、あるいは様々な部会を持っておりますが、その立場で現行の計画について

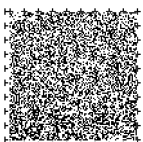


の評価といいたいでしょうか、それを踏まえて、次期計画にこういうものを盛り込んだほうがいいのではないかと提案を今つくっているところでございます。ちょうど11月末、それから年明けの1月末ぐらいをめどに2回ぐらいに分けて御意見を申し上げるといふふうになっておりますので、恐縮でございますが、法律上、意見を申し上げることになっておりますので、ぜひともこの策定スケジュールに協議会のところも入れていただければと思います。

○部会長 副部会長、ありがとうございます。自立支援協議会も本当に地域に根差した丁寧な議論をしてくださっていますので、では、そちらの報告も踏まえて、また推進協議会でも検討を進めていけたらと思います。

○委員 視力障害者福祉協会です。ちょっとお伺いします。今までのノーマライゼーションプランのところと、今回の中で特に3本の柱というか、3本の中心のものが先ほど説明されました。情報コミュニケーションというのは条例の中にも関わってくることなので、情報というのはとても大事なことだと思うんですけども、私も世田谷の障害当事者として、かなり長くなりました。今までのノーマライゼーションプランと、今回、これについてこうやって変えていくんだよという中での柱の部分について、これはまだ決定する話ではないですけども、どこをメインに考えていらっしゃるかということと、それから、今までのところで、逆につくってもまだまだ実現できていないところで、残すべき文言もあると思うんですね。この辺についての評価というのは、先ほど委員もお話をされていましたが、意外にも伝わっていないよというようなことが障害当事者とか、町の中の区民の方たちからも聞こえてきます。やはりつくただけではなく、よかったこと、それから、こうやって変えていくことだよという、いわゆるPlan、Do、C、Aの部分が、せつかくあるんだけど、ちょっと弱いんじゃないかなと私は思うんです。

この推進協の委員も多岐にわたってやらせていただきまして、いろいろこの



計画にも反映させていただきました。個人的にですけれども、私も2期の策定から関わらせていただいています。でも、やっぱりせつかくあるけれどもまだまだ足りない。また、例えばコロナで大きく社会が変わったり、社会が様変わりしました。こういうことを含めてやらなければいけないことはたくさんあるように思うんですけれども、逆に前のことができていけばもう入れないというわけじゃないと思うんですけれども、それについての評価が、ちょっと見せ方が弱いのではないかというような気がするんです。

事務局側で結構なんですけど、何かお考えがありましたら今後に反映したいと思いますので、アドバイスがほしいと思います。お願いします。

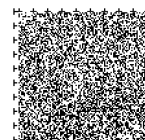
○部会長 委員、ありがとうございます。進捗管理というのは難しいところですが、事務局としてのお考えをお聞きするというところで、委員、よろしいですね。

○委員 はい。

○部会長 では、可能な範囲でお願いいたします。

○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。現行計画は3年間で、実際にはまだ1年半とちょっとという状況ですので、評価について事務局のほうで述べるのはなかなか難しいなと思っておりますが、現在の計画の中で重点的なところで言いますと、やはり精神障害の方の支援施策ですとか、医療的ケアの方の支援というところを前面に出しているかと思っておりますので、そういったところが特に今期の計画の中でしっかり検証していくところになるかと思っております。そのほかもちろんたくさんの課題がございますので、これから皆さんから御意見をいただきながら、しっかり評価、検証をしていきたい、その上で次期計画に取り組んでいきたいと考えております。

それから、次期計画のメインの部分というようなお話もございました。先ほど次期計画のところでも3つの柱を御説明しましたが、これは基本的に



は、このたび制定しました新しい条例の中で柱となってきている部分ですので、ここをしっかりとやっていくことになるだろうと思っています。これに当たりましては、考え方のところで、障害の社会モデルという考え方、それから地域共生社会の実現を目指していくんだということがございますので、こちらをしっかりと強調する形で計画をつくっていくことになるかと考えております。現時点ではそのような形でいかがでしょうか。

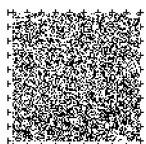
○部会長 これまで力を入れてきたというところで、2点挙げてくださったと思うんですが、2点目が医療的ケアの方の支援、1点目は精神障害の方の地域移行ということでしょうか。はっきり聞き取れなくて申し訳ありません。そういうことで御説明いただきましたが、委員、さらに補足とかはございますか。

○委員 結構です。

○部会長 では、条例もできたということですので、ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。別紙の5ページのところでございます。2つございまして、1つは、まさに条例を施策展開の基礎とするということで、このあたりが実態調査にもどのように反映しているのかというところで確認をさせていただきたいというのが単純な質問です。

2番目が、その下の次期計画の視点の2つ目でございます。これは表現の確認になるわけですが、「安心して暮らし続けることができ」、これは当然ですよね。そして、「自身の特性に応じて働くことができる」と、暮らすことと働くことを視野に入れて対応していく、これもそのとおりだと思うんですが、今、社会モデルのお話も出ました。特性に応じて働くというのが、何か選択できるようなチャンスが広がるということだといいたいと思うんですね。自身の特性というか、それを生かすような環境、あるいは職場が整うことによって働く機会が増える、これはとてもいいことなんですが、一方で、あなたの特



性に応じて働いてくださいというふうに限定的な方向になってしまうと、せっかくこの条例を踏まえるということなので、解釈というか説明の中で、「自身の特性に応じて働く」というところの理解は、ぜひ限定的なものではなくて、特性をむしろ生かして、もっと言うならば、安心して暮らし続けることができ、かつ働き続けることができるぐらいの勢いがあるのもいいのではないかなということでございます。

以上でございます。後半は意見だけですので、結構です。

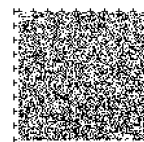
○部会長 委員、見逃してしまいそうなところの大事な御指摘をありがとうございました。

○委員 世田谷区聴覚障害者協会です。今回、御説明ありがとうございました。5ページ目の視点について少し意見を申し上げます。これからいろいろ協議することになるかと思いますが、新しい条例の21条というのは、区の情報コミュニケーション推進のための意思疎通方法の保障またはそれ以外の障害の意思疎通の促進のために必要な施策を推進すると書いてありますけれども、こちらは具体的にどのような部分をやめるのかというところがちょっと見えていないと思います。

関連団体など、ICTを使ったところについて、どういうふうにしたら見えるのか、お考えをお示してください。

○部会長 委員、ありがとうございました。新しくできた条例の21条関連ということですが、これは条例を説明するときにお答えいただいたほうがいいのか、今よろしいでしょうか。

○障害施策推進課長 まず1点目に、先ほど先生からいただいたところで、このたびの条例を施策展開の基礎としてというところで、この条例の内容を踏まえながらの実態調査というところなんですけれども、今日の資料のほうで実態調査の実際にお送りしたものはつけていないのですけれども、例えば差別に関



する窓口に関する質問とかを入れておりましたり、それから、社会参加やスポーツに関係する質問についてもかなり充実した形で入っていたかなということがございます。それから、意思疎通のところについても、前回よりも質問を考慮したような形にしているかなというところが工夫した点としてございますので、御理解いただければと思います。

それから、委員からの御質問でございます今日の資料4-1にございます条例も見ながらと思うんですけども、第21条意思疎通等の手段の保障等という条文がございますけれども、条文としましては、まず意思疎通等の手段の保障及び普及啓発というところがございます。まずは意思疎通に支援が必要な方がいらっしゃるということ、あるいは、そういった保障をしていくんだということを含めて、まず私どものほうで普及啓発はしっかりやらなければならないと思っています。

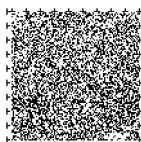
それから、意思疎通等の手段というところですけども、具体的なツールというんでしょうか、制度的には補装具や日常生活用具のようなものが思い浮かびますけれども、こういったところも含めて、必要な施策を講じていけるようなことをさらに考えていかなければならないと思っています。

一方で、22条では人材の養成という条文もございますので、意思疎通の関係の人材、21条と22条は、そういう意味でセットとなっているというふうに捉えておまして、例えば手話通訳の方のこと、それから意思疎通支援者の養成のことですか、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○部会長 具体的なところはまだこれからということでしょうけれども、今の御説明について、委員、さらに何かございますか。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○部会長 ノーマライゼーションプラン関係でほかには何かございますでしょうか。



では、ほかにも議題がございますので、先に進ませていただいて、また何かお気づきでしたらば、お願いいたします。

では、次が報告事項ということで、まず最初に、障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施周知・受付状況等についての御報告をお願いいたします。

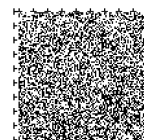
○障害施策推進課長 資料3を御覧ください。障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施周知・受付状況等についてという資料となります。

文章ですけれども、令和4年10月1日より北沢地域でモデル実施を開始した緊急時バックアップセンターの周知、受付、相談状況について報告するものとなります。

1はモデル実施開始に向けた周知・報告の状況というところですので、こちらはこれまでの経過というところで御覧いただければと思います。御確認いただきたいのは、10月1日からのモデル実施開始ですけれども、8月22日から利用希望の方の届出、受付の開始をしているところになります。

2、届出等の受付状況という表がございまして、11月1日時点での集計ですけれども、届出件数は、北沢地域をモデル地域としてございますけれども、こちらが38件、続いて、世田谷地域が3、玉川地域が3、砧が1、烏山が3、合計48件の方に届出を頂きました。このうち32件の方にアセスメントを実施しておるという状況です。アセスメントというのは、基本的には、御本人の状況というのはお申出の方から書面で頂いているんですけれども、より緊急時のコーディネートを円滑に実施するために、必要に応じて訪問によりアセスメントを行っております。こちらが32件という状況です。実際の間合せ、相談につきましては、11月1日時点で2件という状況です。

3の評価・検証についてです。6か月の試行期間後に全体的な評価・検証を



行うことを基本としてまいります。この試行期間中においても、委託事業者（緊急時バックアップセンター）から具体的な相談対応について継続して聞き取りながら、相談対応の技術向上や関係機関連携での課題整理についても行ってまいります。

2 ページ目を御覧ください。こちらは前回の資料と変わりありませんで、北沢地域におけるモデル実施の概要について説明したものになってございます。

3 ページ目のスケジュールも、前回どおり、予定の変更はございません。

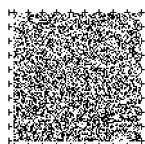
御説明は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。国の事業ですと、地域生活支援拠点のモデル事業ということで、北沢地区でやっていただいた事業について御報告をいただきましたけれども、何かお気づきのことがおありの委員の方、お願いをしたいと思います。

○委員 度々御質問を申し上げて恐縮です。今、御説明いただいて、48名の方からこの利用の希望というものがあって、アセスメントがあるということなんですけれども、裏面のところで、事業対象者が65歳未満の障害者または障害福祉サービス受給者証を所持していると。受給者証を持っているという方は、基本的に今まで区とコンタクトがあった方だと思うんですけれども、それ以外のことも含めてというのが前段の65歳未満の障害者と広く書かれていると思うんですね。

そのときに、お聞かせいただきたいのは、この48の中で、これまで区と障害福祉の部分のところであまりコンタクトがなかった人、要は地域で埋もれているような人たちがこの事業で発掘されるようなことというのはあったかどうかというのはいかがでございましょうか、教えてください。分かる範囲で結構です。

○障害施策推進課長 私どもも、届出の紙で、その都度、拝見しております



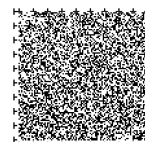
が、福祉サービスの関係で全く関わりがなかったという方はいらっしゃるなかったように記憶をしております。プラス、年齢的にも65歳を超えた方もいらっしゃるかもしれないも思っておったのですが、こういった高齢の方も現在のところでは御相談はないというような状況です。

○部会長 世田谷は、そういう掘り起こしは丁寧に進めてくださっているかなと感じているところですので、取りあえず、今までコンタクトがなかったというような方は、48人の中にはいらっしゃるということですね。

○委員 手をつなぐ親の会です。お世話になっております。実はうちも、北沢地域ではないんですけども、どんな感じになるのかなと思って届け出させていただいて、この砧地域の1名というののうちなんですけれども、そのアセスメントも受けたんですが、うちの子どもの服薬なんかも、言ってみれば、その状況によって変わったりとか、薬の状況も変わるので、変わったときには御連絡くださいみたいなお話もあったんですけども、そこまでこちらも気持ちが行くかなというのもあったので、お伺いしたかったのは、アセスメントは1回やったとして、今後これを継続的に、例えば1年に1回、再度アセスメントしていくのかとか、1回、緊急時バックアップセンターに登録したけれども、10年後に実際に本当に必要になったときというのは、かなり状況が変わっていると思うんです。そういった継続的なフォローアップというのがあるのかどうか、これから検討されるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいのと、まだ検討していないということだったら御検討いただければなと思ひまして、質問と、お願いです。

○部会長 委員に大事な御指摘をいただきましたが、今後の状況の変化などのフォローはということですが、今、お考えのこととかはございますか。

○障害施策推進課長 この事業を立ち上げる前の検討の段階でも、情報を最新にバージョンアップというんでしょうか、更新していくようなことをどうやっ



ていくのかですとか、あるいは御本人からお申出いただいた介護等の状況、あるいはお薬の状況も当然変わっていくだろうということの議論というか、意見としては出されておりました。ただ、具体的にこれをこういう形で定期的に行っていていこうですとか、そういうことについては、これから運営の者とも詰めていく部分かと思っておりましたが、イメージとしましては、御本人が、例えば相談支援専門員ですとか、区の保健福祉センター保健福祉課と密接に相談ができていれば、そちらから御本人の了承の上で情報をいただくこともあるかなと、そのような意見は出ている状況です。

○部会長 日頃よく見てくださっている相談支援員さんなんかと情報を共有してというようなことでしょうか。委員としては、何か御提案とかお考えのことはございますか。

○委員 特にはないんですけども、今のお話を伺って、別なところで言っていることの蒸し返しになってしまうんですけども、そうすると、やっぱり計画相談の支援事業というのは非常に重要かと思しますので、今現在のセルフプランの状況というのは何とかしてほしい、そこにつながってしまうんですけども、以上です。

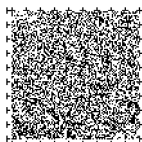
○部会長 今、セルフプランのお話が出たので、世田谷はセルフプランは今どれぐらいになっているんですか。

○委員 多分、30%の半ばぐらいだと思います。35%ぐらいあったんじゃないでしょうか。すみません、本題ではないですが。

○部会長 では、そういう御意見もいただきましたので、ありがとうございます。

それでは、このモデル事業関連でほかに何かお気づきの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次に、報告事項の2番目として、新しくできた世田谷区障害理解



の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の制定について、資料4を準備していただいていますので、これについての御説明を事務局にお願いしたいと思えます。

○障害施策推進課長 それでは、資料4を御覧ください。世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の制定についてでございます。

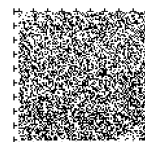
主旨を読み上げさせていただきます。障害者の地域生活の支援や意思疎通手段等の保障を行い、障害に対する理解の促進や障害を理由とする差別の解消を進め、地域共生社会を実現するために必要な施策展開の基礎となる条例の制定に向けて、障害当事者や家族、障害者団体、区議会、専門家会議などから御意見をいただきまして、また、シンポジウム等の実施、パブリックコメントの募集を行い、条例内容について検討を重ねてまいりました。このたび区では、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するためにこの条例を制定したということでございます。

2に制定までの経緯とございますが、こちらは御覧いただければと思えます。こちらの本協議会におきましても様々意見をいただきました。ありがとうございます。

条例の全文につきましては、別紙でおつけしてございます。

資料4の裏面を御覧ください。項目の4として、条例制定に伴い令和5年度以降に実施を検討している主な取組みについてということで記載してございます。6点ございまして、御覧いただきたいと思えます。まず1点目、先ほどもお話がありましたが、次期せたがやノーマライゼーションプランの策定について、この条例を基礎として検討してまいります。

2点目です。条例に関する解説パンフレットの作成です。今回できた条例の



考え方として分かりやすいパンフレット、記載してございますのは、小学4年生程度のお子様にも分かるようなパンフレットの作成を検討していこうということで、これから準備してまいります。

3つ目です。条例の周知、啓発及び意見交換を目的とするシンポジウムの開催です。この条例ができましたので、この条例の趣旨を広く区民等に理解していただきまして、周知していくためにシンポジウムの実施を検討していきます。

4点目です。(仮称)地域共生社会入門講座の実施としました。区の職員や事業者、あるいは区民に対して、地域共生社会に向けた理解を進めるための研修の実施を検討していきます。

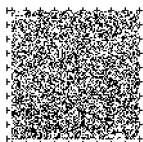
5番目です。共生社会促進助成事業というふうな名称ですけれども、これは以前に1度やっていたものなんですけれども、商店などがバリアフリー物品というんでしょうか、スロープや点字メニュー、その他、筆談ボードですとか、こういったものを購入する場合の物品購入助成を再開しようということで準備をしてございます。

6番目が「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討の開始としております。東京都手話言語条例なども、先般、制定されましたけれども、区民に言語としての手話の認知、理解を深めていただきまして、区における手話言語の考え方や必要な事項などを定めるために、条例の制定に向けた検討を開始したいと考えております。

最後に、今回の条例については1月に施行をしてまいります。

資料の説明は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。条例についてということで、これまでの経過やこれから取り組んでいただく6項目などについて御説明をいただきましたが、この条例に関して何か御質問、御意見がおありの委員の方、お願



いしたいと思います。

○委員 ありがとうございます。青鳥特別支援学校統括校長と申しますが、昨年まで全国の肢体不自由校長会のほうの会長もしておりましたので、その関係で、医療的ケアの関係のいろいろなお仕事をさせていただいていました。

今回、この条例の中で医療的ケアについてちゃんと触れられていることはとてもいいことだなと感心しているところなんですけれども、今の6項目のところ、医療的ケアに関するところ、新しい課題だと思うんですけども、このことが今のお話の中ではなかったんですが、政策をいろいろと講じていくというふうな条文はなっているんですが、これについては、お考えとか、どこの部分でそれを触れるとか、そういうところはあるんでしょうか。

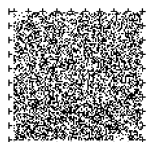
○部会長 医療的ケアは、世田谷は先駆的に取り組んでいると思いますし、いろいろなところで関心があるテーマですが、今の御質問に関して何か。

○障害施策推進課長 現在のノーマライゼーションプランの期間内の世田谷区の実施計画として、幾つか取組を進めておまして、例えば1つは、医療的ケア児支援センターというのを3年の8月に開設をいたしました。

それから、担い手の確保というところにつきましても、看護師ですとか、相談員の育成に力を入れているところになります。それから、今年度、医療的ケアが必要な方に向けた災害に備えての電源の配付という事業も行っておまして、こういった取組を順次行っているところです。次期計画の中でも重要な施策をやっていくことになると思いますけれども、新たな部分というところで、資料4の裏面につきましては、記載の中では医療的ケアについては触れていないという状況でした。

○部会長 ということですが、委員のほうで何かさらにお考えのこととかがあれば補足をお願いしたいと思います。

○委員 このまま進めていただいで全然構わないと思うのですが、あり



がたいのですけれども、医療的ケアにずっと携わらせていただいているのは、医療の進歩に伴って、医療的ケアというのはどんどん進歩していくものです。今、ブコラムであるとか、カフマシーンであるとか、いろいろなものも出てきています。新しい課題も出てきていますので、それに乗り遅れないように施策を進めていただければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

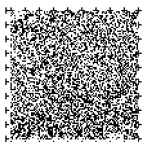
○部会長　そういう意味では、世田谷は成育医療センターなど心強い医療機関もあって、連携もできているのかなみたいには思ったりしますが、大事な御指摘をありがとうございました。

○委員　まず、スケジュールのことで確認させてください。前回の議会で条例が可決しました。私たち障害者にとっても、特に視覚障害者は情報コミュニケーションは待望論ですので、よかったということがまず率直にございます。

この実施は、令和5年4月1日からなのか、それとも1月1日からなのか。資料によって何か分からないことがありまして、この場で確認をさせていただきます。

それから、2つ目です。先日の決算特別委員会を聞いていました。その中で、今の委員の方から出たこともあるのかもしれないんですけれども、医療的ケア児が一般の学校に行きながら、親御さんが付き添いをしなければできないということで、成り手というか、人材がないというような心配事であったなど。私も聞いていて、えっと思っておりました。

それから、インクルーシブなことは本当にやらなければいけない大事な課題だと思います。しかし、共生社会の実現にインクルーシブという言葉があるんですけれども、教育の部分において、私は北沢地域の福祉相談員も今、7期目をやらせていただいています。最近、一般の学校に行かれていらっしゃる視覚障害児のお母さんから、学校での受入れ体制とか、教員がインクルーシブの教育のスキルがないために、残念ながら、差別に値するんじゃないというような



行為に扱われているという大変な質問、要望、改善が求められまして、今いろいろ対応しています。

要は何を申し上げたいかということ、世田谷区においては、視覚特別支援学校に行かないで一般の学校に行きたいということでありながら、例えば、目の学級というのがあるんです。にもかかわらず、その教員と一般の教員とのコミュニケーションが取れていなくて、人が足りないから駄目である。そして、世田谷区にとっては、支援員という立派な制度がありながらも、これに対応してくれない。教育を受けられる本当の初めのところの段階で、このようなつまずきで駆け込まれてきたんですね。教育委員会にも私は確認して、言いました。えっ、できない、無理だというようなことがあって、ちょっと差別じゃないのというような思いも正直言ってあったんです。でも、今何とか対応しておりますけれども、現場の中で、教員と、視覚特別支援とかという特別支援の部分とのコミュニケーションが取れているようで取れていない。これで本当にインクルーシブって言えるのかなという大きな問題があると思っています。

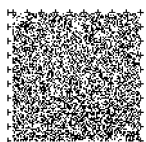
例えば人材が足りないんだったら、この支援員というのは世田谷区独自で予算をつけて一生懸命やっていたら、これはすばらしい評価です。でも、もしかしたら全国でも支援員とかというのは足りないんじゃないのというふうに思ってきたんです。そうすると、世田谷の社会モデルでこれをつくって、それから、例えば東京都とか全国にこのようなことが足りないというようなことをしていかないと、私自身もインクルーシブという言葉だけで本当にどうなのかなという不安が出てきたんですよ。我々障害当事者も総合学習とかにお邪魔して、社会にインクルーシブの教育ということで一生懸命訴えています。でも、共に生きる共生社会ということが世田谷もメインのテーマにあるならば、ここはもっと教育と福祉といろんな現場が本当に顔を突き合わせてやっていると課題はクリアしないのではないかなという不安がありました。推進協の



場でこのような事例を公表したくなかったんですけれども、1年生で、1学期、大変孤独な教育を学んできて、友達から差別的な扱いをされるような事例があり、学校に訴えてもやってくれない、これはどうしたらいいんだろうねということで、私たちの団体に相談に来たんですよ。

だから、これは福祉も知らない情報かもしれませんが、この推進協の場にも、教育指導課とか、いろんな場面の方々が出ていらっしゃっていると思います。やはり連携でやらなければならない問題なのかなということで、一つのメインとして、中心としてやるならば、私たち障害者も一緒に協力させていただきたいので、これは本当にテーマだけではなく、頑張っていきませんか、いかがでしょうか。これは事務局に答えていただきたい。

○障害福祉部長 御意見ありがとうございます。そこの部分について言うと、インクルーシブ教育を始めますとあって、世田谷区も取組を始めています。また、先ほどの医ケア児の関係も含めてありますけれども、合理的配慮の中で、きちんと自治体として義務が課されていますので、そこのところをしっかりと取り組んでいかなければいけない。ただ、委員が今おっしゃっていたように、現場への理解不足、それから、本当に人材の不足というのはまだまだあります。だからといって、それを当然諦めるわけでもなく、また、今回、特に国連の審査の中で指摘で特に重たいところ、地域移行の部分と教育の部分の2つはすごく大きく取り扱われたというふうに認識をしています。この条例をつくる时候にも、その部分のところが、ちょうど議会にこの提案をするところと、国連からの意見というのが同じようなタイミングで出て、この条例も、つくってすぐはあれかもしれませんが、このままではいけないというふうにも思っています。その部分のブラッシュアップ、そこも先ほどのノーマライゼーションプランのところにしっかりと反映していくべき重要な要素であると思っています。



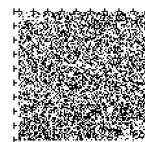
ただ、現状、地域移行で言えば、グループホームとか、やっぱり施設を希望される方々も多くいらっしゃいますので、そうした方々の気持ちを、それは違うんですということを否定するのではなくて、様々選択がある中で、どうやって自分らしく生きていきたいかという本人のお気持ちをきちんと受け止められるような施策が展開できるように世田谷区としてやっていきたいと思えます。

皆さん、群馬県の川場村は御存じですか。実はあれも最初は、何で川場村じゃなければいけないんですかと、区民の川場村の認知率というのはすごく低かったんですけれども、小学校5年生が行くようになってもう40年を迎えます。そうした中で、ほかの自治体に比べて世田谷区民の川場村の認知度というのはすごく高いんです。何を言いたいかというと、先ほど教育の現場が大事だとおっしゃっていただきましたけれども、そういう一つ一つの取組を長い期間かけてしっかり取り組んでいくことで、やっぱり社会も変わる、人の考えとか思いというのは変わっていくと思うので、そういったところの経験を生かして、きちんこのインクルーシブということにも取り組んでいきたいと考えております。教育とも連携をさせていただいて、しっかり取り組んでいきますので、引き続き、委員を含めまして、皆様から御意見をいただければと思えます。

○部会長 今、部長も国連の勧告のことを触れていらっしゃいましたけれども、今、日本全体でインクルーシブ教育は本当にいろいろ議論されているところですが、このことと関連して、何かほかに御意見がおありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 重症心身障害児（者）を守る会です。国連の勧告のほうも一応耳にしたんですけれども、私の子どもは医療的ケアがあり、今、特別支援学校のほうで小学部に通っております。

インクルーシブ教育は、とても理想だと思います。でも、私たちのような子どもは、心身障害もありますし、知的のほうも重複してあります。このような



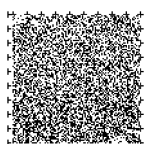
子たちが一般の子たちと同じ環境のところでしたとしまして、そこで私たちの子どもがどこまで順応して、どこまで面倒を見てもらえるんだろうか、やはり特別な支援というのは必要かと思います。その部分はやはり引き続き併せて見ていただきたいなど。やはりいろんな形があって、それを個々が選択できる、ここにあなたは行きなさいではなくて、選べるような環境をつくっていただきたい、整えていただきたいなどというのが希望です。

○部会長 委員、ありがとうございます。いろんな選択肢があって、御本人が希望にかなうような教育の整備をとということです。

○委員 東京都立光明学園PTA代表会長と申します。よろしく願いいたします。私の子どもは、医療的ケアはないんですけれども、単なる肢体不自由だけではなくて、重度の知的障害及び恐らく視覚障害や、盲ろう障害もある、併せ有する重度・重複障害児です。今、医療的ケアが非常に注目されていますけれども、そこにも属さない、いろんな子どもたちがいるということをもっと知っていただきたいと思います。もちろん医療的ケアのことも大事だと思っております。

国連の勧告に関しましては、先ほど委員がおっしゃったように、やはり私たちの子どもは、インクルーシブ教育は理想なんですけれども、その中についていくとはとても思えません。やはり個々に配慮をした特別支援教育を必要としております。その中で、私の子どもは14歳になりますけれども、かなりの成長をしてまいりました。いろんな形が選べるようになって、将来的にはみんなで共に過ごせる、学校でも過ごせる、いろんなお子さんがいらっしゃるというのが理想ですけれども、そこに行くまでの課題が多いなと思っておりますので、ぜひいろんな方向から考えを御検討いただいて、この条例に基づいた社会になっていくように御努力いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○部会長 委員、貴重な御意見ありがとうございます。やっぱり目指すところ



はあるけれども、一足飛びに行けるわけではなく、段階を踏んで確実にという
ような御指摘をいただきましたが、ほかに何か。

○委員 条例のスタートは4月1日からと1月、どちらですか。令和5年4月
1日からですか。

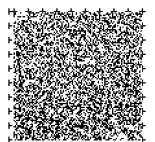
○障害施策推進課長 条例は、5年1月1日に施行されます。

○委員 では、その1月1日までの間に、「区のおしらせ」とか、そういった
形で、区民には、シンポジウム、ほかの結果も含めてどうやって周知してい
くんでしょうか。来年の4月1日までの間、例えば、その間どうやって区民に周
知して、見せていくんでしょうか。

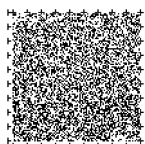
それはすごく気になっていたんですよ。この前の推進協のときにも、最初の
資料は4月1日だったんです。でも、今お伺いして、やっぱり1月1日なんだ
なと思ったんです。ということはもう2か月、確かに条例は可決している、議
会は通過した。でも、これは区民に伝えて理解させることが、準備期間ではな
いけれども、あることだと思っんですね。大事なのはその見せ方なんですよ。
情報コミュニケーションがないんですよ。やっぱりこの場で議論をしたんだっ
たら、仮であっても何か見せるべきなんじゃないですか。そのやり方がちょっ
と分からないから教えてほしいんです。お願いします。

○障害施策推進課長 1月1日号の「区のおしらせ せたがや」に新しい条例
がスタートしましたという記事が載せられるように準備をしております。区民
の方には、条例ができて施行されているんだということをまずはこれで広く知
ってもらいたいということでやってまいります。実は私たち所管としては、長
文でこの条例を紹介する記事を作ったのですが、所管のほうで削られてしまい
まして短くなっていますけれども、まず条例がスタートするんだということ
はしっかり周知をしていきたいと思っております。

○委員 特集号じゃなくて、1月1日号？



- 障害施策推進課長 1月1日、元旦の「区のおしらせ」でございます。
- 委員 恐らく短いでしょう。
- 障害施策推進課長 結果的には、少し短い記事になりました。
- 委員 もっと頑張ってほしかったな、特集号でも入れなきゃ。
- 障害施策推進課長 所管としては、2段抜いてやるような長文を作ったんですけれども、なかなか……。
- 委員 だって、条例だよ。区民全員がやらなければいけないことじゃないですか。ちょっとがっかり。
- 障害施策推進課長 まずは「区のおしらせ」で広く周知をしていくということ、それから、4月早々に何かパンフレットのようなものができる準備は進めていこうと思っております。
- 部会長 本当に周知は大事だと思いますが、区報は2段抜きにはならなかったということなんですけれども、またいろんな方法で、委員の皆様もいい提案などあったら、ぜひ事務局にお伝えいただければと思います。
- 委員 医療的ケアという厚生労働大臣の定めた医療行為というものに外れている医療行為が必要な障害児者がいるんですけれども、そういった人への支援の在り方については、今まで話題にはされてきていないんですが、それについて、区として今後対応していただくことができるかどうか。次期の条例にもそういったことが見受けられない。例えば、私の息子も医療行為があるんですけれども、医療的ケアではないんですね。ですので、長期的に人に預けることはできないですし、看護師がいるところにしか預けられない、そういったことも踏まえた条例も、次期条例の中には入れていただければなと思っていますけれども、いかがでしょうか。
- 部会長 今、委員のは、医療行為が必要ということですね。
- 委員 はい。

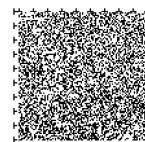


○部会長 いわゆる医療的ケア児という概念とは違うけれども、やっぱり看護師さんがいらっしゃるようなところでなければということで、そのあたりのことが条例に位置づけられないかということですね。

○障害施策推進課長 この条例を検討するに当たりまして、どこまで広く対象を捉えていけるかというところをいろいろ検討してまいりました。第2条の定義のところでは障害者等という言葉を使っておりますけれども、ここでは「日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう」というふうな規定をしました。特段、障害者手帳や何かの券ですとか、そういうことによらずに、支援が必要だということであれば、この条例としては障害者等という言葉で扱うことができるということと定めてまいります。

ただ、お話しのような、なかなか法制度に乗りにくい方の場合に、行政がどうやってその方を把握、あるいはつかんでいくかというところの難しさはありますので、そういったところについてはまた御相談させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○障害福祉部長 今、御説明させていただいたところになりますけれども、条例の本文のところは、医療的ケアという文言をどういうふうに定めるかみたいなところは、法規の係とかとありまして、かちっと法に定められていたりとか、一般的に言われているものという定義がありましたので、そこを使わせていただいておりますけれども、我々は、そうした状態になれば何かをしないという、先ほど御説明したように、様々な状態にある方、その方々にやっぱり合って、寄り添うものというのがなくなってしまっただけではいけませんし、それがこの条例の一番最初にあるべきものだったと思っていますので、その部分は、次のところでどこまでどうやってやっていけるかということについては改めて検討を要する部分はあると思いますけれども、しっかりと受け止めさせていただいて考えていきたいと思っています。



○部会長 医療的ケアのことがいろいろ話題になっていますが、現場でこういうお子さんたちを見ているお立場で、医師会の委員の方々は、今のところで特によろしいですか。ありがとうございます。

それでは、今、条例と関連していろいろ大事な御指摘をいただいていますけれども、ほかに条例関連で何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

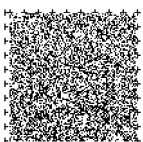
先ほど委員もちょっと言っていたかと思うんですが、インクルーシブ教育関連のところで、やっぱり世田谷はいろいろと努力して、他の自治体ではやれない教育の支援をやっていらっしゃるなと思います。やっぱりそういう世田谷の実践をぜひ国に発信していただいて、私は、やっぱり文科省をちょっと変えるためにも頑張っていたきたいなみたいに思ったりしていますが、ぜひいろんな声を受け止めて、この条例を本当に実のあるものにしていただけたらと思ったりして、余計なことを言ってしまいました。それでは、条例関連は、取りあえずよろしいでしょうか。

では次に、報告事項の3番目として、東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援（生活介護）における取り組み状況ということで用意をしていただいていますので、御説明をお願いいたします。

○障害者地域生活課長 障害福祉部障害者地域生活課長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から、東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援、生活介護部分でございますが、そちらの取組状況につきまして御報告申し上げます。こちらにつきましては、9月27日の区議会、福祉保健常任委員会におきまして御報告した資料をそのまま使用させていただいております。

1の主旨でございます。当該施設、名称が長いので、東リハというふうに省

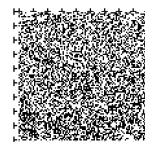


略させていただきます。こちらにつきましては、区との協定に基づきまして、地域生活支援型の入所施設として平成31年4月に開設いたしました。こちらは3年を目途に地域移行を行うということを目指してございまして、開設当初は若干不慣れな点もございまして、様々御意見をいただいたところでございます。その後、支援力の向上であったり、様々な関係機関との関係を築きながら支援を行っているところでございます。今般、開設から3年を経過いたしましたところから、この間の状況と今後の取組というものを御報告したものでございます。

真ん中にあります表につきましては、東リハの事業の概要を記載してございます。施設入所支援は全体で定員60人、内訳といたしまして、今回のお話であります生活介護で50人、また、自立訓練といたしまして10人です。その他、通所としての生活介護であったり、自立訓練、短期入所、あと児童関係とか相談関係を様々やっております。

2の生活介護入所者の状況と実績の部分でございまして、表で記載させてございまして、開設当初から令和4年度の途中までで、定員に対する現在の入所者の状況を経過で示させていただいております。記載のとおり、令和4年度の欄につきましては、50人中34人の入所の状況でスタートしてございます。退所者は、地域移行者も含めまして記載のとおりとなっております。

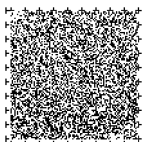
2ページ目をお開きください。こちらの生活介護入所者の地域移行の取組でございしますが、先ほど申し上げましたように、3年を目途ということで進めてございます。この取組は非常に珍しい取組でございまして、相談支援事業所やケースワーカーなどの関係機関に協力を仰ぎながら、円滑に地域移行を目指して検討を重ねてまいりました。かつ、やはり地域移行には、しっかり保護者、あるいは御本人に面談で伝えながら共有化いたしまして、本人の障害特性に応じた移行を実現しているところでございます。



3の施設入所支援（生活介護）の利用状況でございます。こちらの退所者を含みます利用者調整におきましては、やはり入所を希望する方の御意向、また、障害特性などが現在の施設の仕組みとマッチングがうまくいっていないということで、先ほどの利用のように減少が続いております。そのため、現在、施設側と検討部会を設けまして解決の方策について進めているところでございます。その主な要因といたしまして、2つ記載してございます。まず、日中支援と夜間支援を一体的に提供することがこの施設の条件となっております。そのため、入所する場合は、現在、通所している先を変更しなければならないという点がございます。2点目ですが、施設がそれぞれ記載のユニットがございまして、障害特性となかなか合致しないということの仕組みのネックがございまして、

4の取組状況といたしまして、4点ございます。まず1つ目、図1で分かりやすいと思いますので、図1で御説明申し上げます。大きい矢印の左側の現状です。現在は自宅などから日中の通所施設に通われている方、この方が東リハ施設に入所しますと、この一番左の通所している施設を一旦やめてもらって、全てこの東リハの施設で支援を受けてもらうこととなります。その後、何年かたって地域移行した後は、それがグループホームなどのところに地域移行した後は、また別の施設に通ってもらうということで、施設の変更が絶対出てしまうということ。これを見直しといたしまして、矢印の右側、入所しても、今まで通っていた施設を変えずにそのまま通所してもらうという運用に変えることといたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。2点目でございます。医療的ケアの拠点としての医療的ケア者受入れ枠拡大の検討でございます。図2で申し上げますと、現在は、この上の帯のように、入所している50人がそのまま日中支援も受け、夜間支援も受けるという仕組みでございます。それが下の矢印から、



日中のところで2つに分かれてございます。入所枠として、施設入所支援を受けている方が40人で、残りの10人が余るといふか、出てくるわけですが、これを外の施設に、点線の下に上下矢印がございまして、そのまま先ほど申し上げたような、これまで通っていた通所に通っていただく。日中はそういう外に出て支援を受ける、朝と夜は東リハのほうでの入所になっていますので、そこで支援を受けるという仕組みをつくりました。その代わり、そうすると、日中支援、10人分浮いてしまいますので、丸く下に矢印がございまして、そこで御自宅に住んでいらっしゃる方が東リハの送迎車両によって日中通ってもらうということを考えました。この日中通ってもらうところに、医療的ケア者も含めて10人の枠を考えたということでございます。

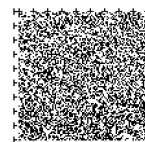
(3)空床情報の提供の工夫でございます。こちらにつきましては、やはり空床となっているユニットの情報や障害特性などの情報の共有がなかなか図れていなかったという事実がございまして、施設側と区の情報提供体制の強化を図ってまいります。

(4)その他です。こちらは3年を経過する中で、利用者様のニーズの変化も様々生じてまいりますので、当協議会などにもこうやって御報告させていただきながら、施設側と検討を継続してまいりたいと考えております。

スケジュールにつきましては、もう11月でございまして、10月以降このような形で運用も開始し、様々な受入れ枠の拡大の検討を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。施設の目的に沿うような利用の仕方についていろいろ検討してくださっていますが、今の御説明について御質問や御意見がおありの委員の方、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。



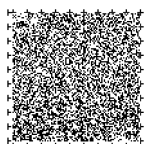
10月1日からこのシステムで始めていらっしゃるということですが、その後、利用者の方の変動とか、何か既におありかどうかなんて分かりますか。

○障害者地域生活課長 今まさに各総合支所保健福祉課と情報交換をしながら、まだ10人まで達してございませんけれども、こういった利用をしたいというお声を幾つかいただいております。それを広めていきながら、我々としてもしっかり伝えていきながら、この10人の枠を埋めていけるように、かつ、それ以外の、今かなり空いている数がございますので、こちらが少しでも、それぞれの利用者様、東リハを使いたいと思っていただける、利用者様の使いやすいようにさらに改善を進めていきたいと思っております。

○部会長 ぜひその目的にかなった利用が実現してほしいと思いますが、どうぞ。

○委員 度々意見を申し上げることをお許してください。今、この御報告を受けて、申し訳ないですけれども、啞然としております。地域移行型の施設で開所して、退所できない人がいるのはしょうがないと思うんですけれども、空床がこれだけ生まれているということというのは、これはお叱りを受けることを覚悟で言いますけれども、この施設は本当に世田谷で必要なんですかと思えます。ごめんなさい、これはあり得ない数字だと思っていて、この施設の地域移行のモデルというのは何かきちんとしたものを持っているんだろうかということ非常に危惧しています。

なぜ強く言うかということ、私はちょうど対岸の川崎市の地域移行の取組をしているところに実は関わっているんですが、情報提供いたしますけれども、川崎市ではこの2年間で地域移行のマニュアルを作っておりまして、市内6入所施設のうち2入所施設がもともとこの梅ヶ丘と同じような通過型なんです。もう10年以上の取組がありますけれども、かなりのものをしっかりやって、その蓄積を基にマニュアルを作って、当初、期限なしで入所していただいている

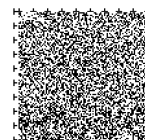


残りの川崎市内4施設についてもその取組を進めていくということで、川崎市として、全体として、入所は全部通過であるということをはっきり打ち出しているんです。僕は川崎をあまりPRするつもりはないですけども、世田谷で新しいものができている中で、あまりにもビジョンがない運営がなされているのではないかというふうに、本当にこれは残念過ぎる結果で、唖然としています。

実は私はこの事業者の選定の際に選定委員として一定の関わりを持ちましたので、これは本当にそのままずっと放置しておくわけにはいかないですし、言葉が悪いですけども、今、区が一生懸命でこ入れをしてくださっているということに期待します。そうしないと、50分の34というのは、もっとひどい言い方をしてしまうと、区内の相談支援事業所から信頼されていないという数字になるのではないのでしょうか。だって、入所のニーズを持っている人というのはいっぱいいるはずなんです。でも、その方々が関わっている、計画相談の人たちが、では、未来に向けてこの入所施設をどう活用しようかということにビジョンを見出せていない結果ではないだろうかと言わざるを得ないというふうに思っています。あまりの数字に、読んでいて少しドキドキしてしまっています。ちょっと感情的なものの言い方をしたことをおわびして、意見として申し上げたいと思います。

○部会長 副部会長、ありがとうございます。この施設には、いろんな要因があるんだというようなこともお聞きしたことはあるんですが、でも、本来の目的からしたらということで、行政としてももう少し積極的にというような御意見もございましたが、改めて、お願いいたします。

○障害者地域生活課長 厳しい御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っていて、私どもとしては、そのマニュアル等はまだできていない状況です。川崎の事例を御紹介いただきまして、期限なしということなんで



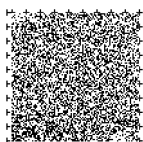
すけれども、期限につきまして3年ということで今回は運用しているわけで、その内容についても、期限の在り方も、検討の中の一つとして、どうしていくべきことなのかということも、施設側あるいは保健福祉センター、それも含めまして検討材料にしております。このビジョンがないという内容も受け止めていかなければいけないと思っていますし、こちらについては34しかないという現状、こちらは先ほど申し上げたような、やはり施設をやめなければいけないというところが、お声を聞きますと、通所している施設をやめた上で入所しなければというのがかなりのハードルであるということで伺っております。

こちらについてまずはしっかり改善していこうということで、施設側もそれを了承し、全員の定員数ではございませんが、一部の数につきまして、そういう運用でまずは50分の34を少しでも埋めていく、それに加えて、さらにここを使っただけのような施設の支援力の向上であったり、そういうものにつなげていきたいと思っています。まだ途中でございますので、様々御指摘、御意見をいただきながら、こちらについて改善に努めてまいりたいと思っています。

○部会長 私も、世田谷ではないんですが、ほかの自治体で、やっぱり民間に委託した場合に、行政が本当に投げ捨ててしまっているとかしか言えないような実態がいろいろあるなみたいなところを感じておりますが、今、新しい構成を示されたところで、本当に機能するようにぜひお願いをしたいなと改めて思いましたが、失礼しました。

ほかに東京リハビリテーションセンター関連で何か御意見がおありの方はいらっしゃいますか。

○委員 先ほどと重複するんですけども、やはり重症心身障害児者の中には医療的ケアを有するものが多いです。それは十分区のほうも把握していらっしゃると思いますが、医療的ケアがあると、通所施設と生活介護等の施設は今、

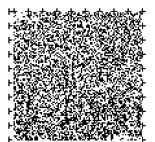


充実しておりません。とても不足しております。

この10名というところの医療的ケア含むというところがありまして、そこはすごく期待できるところではあるんですけども、今現在、会員で、高校1年生で、卒後の通所相談などをしておりまして、東リハに呼吸器を使っていると週1回しか通えない、保護者の自主送迎というふうに言われたそうです。それは本当に10月の回答だったようなんですね。やはり学校に週5日登校していて、18歳になって急に自宅以外の施設に週1日しか通えないというのは、人生設計としてとても先が見えないというか、そういう感じだと思うんです。親御さんはとても悲しんでおられました。ここにプランが立っているとおりに、なぜ送迎ができないんだというところでは、職員が足りないから、あと児童発達の送迎と放課後等デイサービスの送迎をしていたら、通所の方までの送迎に人員が足りないというふうにはっきり答えられたそうなんです。などなど、やはり人員の不足というところは課題が大きいかと思いますので、ぜひとも引き続き御指導をいただきながら、ぜひああいうのを改善していただきたいと思います。

医療的ケアで、人工呼吸器というのを使っていると、とても生活できないんですね。どこも受入れがなくて、だから、国のほうも医療的ケア児法案というところができまして、途切れることのない支援というところを目指していると思いますので、ぜひとも世田谷区もお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

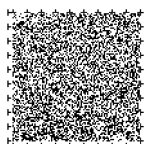
○部会長 委員、ありがとうございました。本当にこういう切実な現状があるというのをここで皆さん理解したわけですので、ぜひ何とかこの状況を打開して、前に進めるようなことを、行政もそうですし、今日は関連の方々、委員がおそろいですので、また地域の課題としてしっかり考えていかなくてはと思いました。



○委員 私たち視覚障害者の場合なんですけれども、入所というよりは、自立訓練の通常の部分で、このオープンをしたときから私もいろいろ対策要望をして、改善にも協力してきました。ただ、せっかく都内で、例えば歩行訓練等、自立訓練が世田谷と荒川では地元でできるんですね。それ以外の都内の視覚障害者というのは、高田馬場にあります東京都盲人福祉協会とか、河田町にあります生活支援センター等で訓練を受けなければならない状況です。また、以前ときには国リハに入所して、訓練を受けて、自立を目指すというようなことで、一つの時代がありました。

今は地域で自立の訓練が受けられるというのはとてもありがたいことで、目指すべき姿として、やっと世田谷でもできる状況なんだなということを期待して、このスタートを迎えたんです。これで間もなく4年になります。しかし、この自立訓練においても、残念ながら、視覚障害の方が旧総合福祉センター、ここの場所のところでの訓練をできるのが、民間棟、複合棟という形で分けたことによって縦割りになってしまって、たらい回しになっているということで、なかなか訓練にたどり着いていないんだよということで、私どもの会にも相談が多数寄せられています。例えば、入所のこともそうかもしれないんですけれども、手帳を持っていて、まだ私たちのような団体のことを知らない。これは保健福祉課の問題もあるかもしれませんが、ここの入り口の段階で我々のような団体とのコラボとか連携がなければ、なかなか解決できないことだと思います。このようなことは、例えば解決できなければ、東京都盲人福祉協会と連携でやるとかとしないと、また人材が足りないとか、いろんなことがまだまだ続いているんだそうです。そのたびに、どこに行って訓練を受けたいんだとかというようなことが寄せられているということは、この場で申し上げざるを得なくなりました。

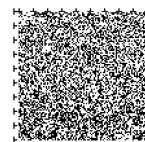
それから、心配事として、以前の総福の時代には、視覚障害の指導員の方



は、非常勤の方であっても当事者の方がおりました。東京リハビリである南東北さんのほうが、決して何も障害者を採用しなければいけないということを申し上げているわけではありませんが、自分たちのことが分からなければ、私たちに言われたら責められる一方ですよ。ですから、やはり我々が教育をフォローするというのはちょっと違うような気がするし、先ほどの条例にもありますけれども、情報コミュニケーションを得るためには、例えばアイフォンの教育だとか、本来ならば訓練所でやるべきものができなくて、私たちに駆け込まれているというのはどうなんだろうと思います。

ですから、否定をするのではなく、共助でやっぱり一緒にやっていかなければならない。それで、条例にまた戻ってしまうけれども、条例の中にも障害当事者が、就労の一環もあるかもしれないけれども、一緒に教育の中に加わる、これが連携のあるべき姿かなと思っているので、今後、私たちの障害者団体でも、南東北とのお話をしたいとか、いろんなことが出てきています。世田谷でなければ訓練は受けられないんだよというぐらいにならなければいけないということと、入所された方も、例えばコロナによって、どうしても外に出られなくて大変だよなんていう方もおるそうです。ですから、いろんなことはお互い同士がやらなければいけないんですけれども、通所の問題、それから入所の問題、人材の問題、これは先ほど部会長もお話しされていましたが、やっぱり世田谷側から、お願いをしている南東北、保健センターに、怖がらずにきちっと言っていただかないと世田谷らしさが磨かれないということが心配だと思いました。

○部会長 やっぱりいろんな立場の方がこの場におそろいですので、いろいろ見えなかったところが見えてくるというのは本当にありがたいなと思います。見えてきたものをどういうふうに対応するかというところについては、これから行政、また委員の皆さん、それぞれいろんな立場から出席していただき



ますので、この後、今出たような課題がどんなふうがいい方向に向かっているかみたいなところを御報告いただく機会もぜひお願いしたいと思いました。

8時半に終わらせてくださいなんて最初に言うておきながら、そろそろ時間なんですけれども、今まで出た御意見以外に、この場でぜひこのことを皆さんと共有したいとか、確認をしたいというような御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

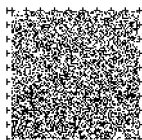
○委員 ちょっとしたことなんですけれども、今のリハビリテーションセンターなんですけれども、今現在、入所されている方がほかの施設へ行くという選択肢もあるんでしょうか。

○部会長 そのあたりはお分かりでしょうか。地域移行した人が何人というのは出ているんですけれども、退所した人のそれ以外のところは別の入所施設なのかなみたいに私も思ったりしたのですが。

○障害者地域生活課長 今の委員のお話は、入所されている方がほかの施設に行くことはあるのか、入所したままほかの通所施設に通うことはあるのかというふうに捉えたんですけれども、それでよかったですでしょうか。

○委員 新で10人となっていますけれども、残っている40人に対しては、ほかの施設へは行けないということで……。

○障害者地域生活課長 受けないということよりも、入所されている御本人様が東リハさんの日中支援ではなく別の通所施設に通いたいということになれば、いわゆる施設を変更することになるので、そういった手続になるかと思っています。現時点では、まさに入所されて、日中支援も受けている方をほかの施設に通ってもらうということは想定していなかったんですけれども、もし御希望があれば、そういう手続、通常の施設間移動になると思いますけれども、そういう手続を経た上で受け入れができるということの確認を取った上での施設間移動になるかと思っています。現時点では想定していなかったんですけれど



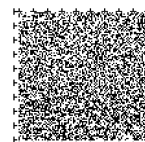
も、そういう可能性があるのかというお話については、今お答えさせていただいたようなことで回答とさせていただきます。

○委員 今現在、最初の入所のおきから残っている方というのは、3年目のおきに地域移行への支援をするというふうに聞いていたんですが、かなり多くの方が残られたと思うんですが、その方たちについての今後の支援については、今までどおり、行けなかったらいいよみたいな形にしてしまうのか、それとももっと積極的に、いろんなところのグループホームを世話したりとか、優先的に入れていただくとかという手続を取っていただけるのか、その辺はいかがでしょうか。

○障害者地域生活課長 最初から入っている方で、基本3年で、2年間の更新ができる、1年ごとの2年更新、都合5年間いられるということになるわけですが、今年度は4年目になりますので、今年度、もし地域移行できなかった場合は来年度もう1年更新ができるということになります。

その間で地域移行ができなかった場合のお話かと思えますけれども、ここについては、今後、本当にどのようにしていくべきことなのかというのはまさに今検討しているところでございまして、その先については、また目安といいたいでしょうか、そういうものが見えてきたタイミングで御報告させていただきたいと思えます。

あと、地域移行の先の話なんですけれども、もちろん住み慣れた地域というのがノーマライゼーションプランにありますから、そこを目指していることは、私どもは全力でそこを前提としております。しかしながら、受皿としてのグループホームであつたりということが圧倒的に不足しているということ、受入れができるグループホーム、グループホームそのものは、数的には50、60あるんですけれども、圧倒的に中軽度のグループホームでございまして、ほとんどが受け入れが難しいグループホームです。こういった東リハさんからの移

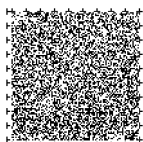


行のできるグループホーム、今後、いわゆる重度の対応ができるグループホームというのを、様々な公有地を活用した整備をただいま進めておりまして、加えて、現施設、現在グループホームで運営している法人さんがそういった重度の方を受け入れる、新たに受けるときに補助を出すという新たな制度も今年度からスタートしてございますので、そういうものを御活用いただきながら、今まで重度の方を受けたことがないけれども、受けてみようと思うグループホーム、そういったことへの促進も区として制度化してございますので、そういったものを改めて施設側にも伝えていきながら、重度受入れを促進させていきたいと思っております。

○委員 時間が過ぎている中で、すみません。意見と感想なんですけれども、対象の条例に関しましては、インクルーシブな地域共生社会を実現するための条例をおつくりになっていて、今回、議論になったのは教育のことがかなり中心だったんですけれども、世田谷区全体でインクルーシブな共生社会を目指すというところが、最初の趣旨には入っているので、それをどんどん強調されていくといいのではないかというふうに思ったのが感想で、1つです。

もう一点、多分これも障害の中に、今後、具体的に検討してくださるのではないかと思ったんですけれども、ノーマライゼーションプランですとか、今回の条例の中で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというのが今推進されるような流れの中で、今後、ノーマライゼーションプランですとか、条例の具体化の中で、精神障害の方の地域包括というのは実践されていく、計画して実行されていくという御予定になっているのでしょうか。

○障害施策推進課長 ここ何年かで精神障害の方の支援施策、例えば長期入院の方への病院を訪問する事業をスタートさせていたり、それから、ピアサポーターの養成というところも始まっております。幾つか新規事業も取り組み始めているところですが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進



事業ですか、こちらの仕組みを使いながら取り組んでいるというような現状がございますので、これからもこの取組を使いながら一つ一つ進めていきたいということで考えているところです。

○委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○部会長 では、このことをぜひ発言しておきたいという委員の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、予定の時間をちょっとオーバーしていますが、今日、大事な御指摘をたくさんいただいたので、この後、ぜひまた引き続き皆様と検討していきたいと思えますし、その後の進展について、事務局のほうからも御報告をお願いします。それでは、何かありましたら、事務局からお願いします。

○障害施策推進課長 最後に、事務連絡が3点ございます。1点目ですが、質問・意見用紙ですけれども、質問や意見がございましたら、11月22日までにお願いをいたします。提出方法は、ファックス、あるいはメールでも結構でございます。よろしく申し上げます。

2点目でございます。本日の議事録ですが、事務局で作成したものをまた皆さんにお送りしますので、その際に御確認をお願いいたします。

3点目です。この協議会の次回の日程ですけれども、2月の上旬を予定してございます。また日程や場所が決まりましたら御案内を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。御説明は以上でございます。

○部会長 では、次回は2月ということですので、また御予定をお願いいたします。

それでは、遅くなって大変申し訳ありません。今日は大事な御指摘をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

午後8時40分閉会

